

第2節 日米同盟の強化のための取組

日米両国は、首脳・閣僚レベルをはじめ様々なレベルで緊密に連携し、二国間のみならず、アジア太平洋地域をはじめとする国際社会全体の平和と安定および繁栄のために、

多岐にわたる分野で協力関係を不断に強化・拡大させてきた。

1 同盟強化の基盤となる取組

① 日米間の政策協議

日米間の安全保障に関する政策協議は、通常的外交ルートによるもののほか、日米安全保障協議委員会（「2+2」会合）、日米安全保障高級事務レベル協議、防衛協力小委員会など、防衛・外務の関係者などにより、各種のレベルで緊密に行われている。

参照 図表Ⅲ-2-2-1（日米安全保障問題に関する日米両国政府の関係者間の主な政策協議の場）

また、防衛省としては、防衛大臣と米国防長官との間で日米防衛相会談を適宜行い、両国の防衛政策や防衛協力について協議している。また、防衛副大臣と米国防副長官と

の間や、防衛事務次官、統幕長、陸・海・空幕僚長をはじめとする実務レベルにおいても、米国防省などとの間で随時協議や必要な情報の交換などを行っている。近年では、14（平成26）年4月に統幕長と米統合参謀本部議長との間で戦略対話を初めて行うなど、日米防衛協力の進展にもない、こうした機会はより重要になっている。

このように、あらゆる機会とレベルを通じ情報や認識を日米間で共有することは、日米間の連携をより強化・緊密化するものであり、日米安保体制の信頼性の向上に資するものである。このため、防衛省としても主体的・積極的に取り組んでいる。

参照 資料28（日米協議（閣僚級）の実績（10（平成22）年以降））

図表Ⅲ-2-2-1 日米安全保障問題に関する日米両国政府の関係者間の主な政策協議の場

協議の場	出席対象者		目的	根拠など
	日本側	米側		
日米安全保障協議委員会 (SCC) Security Consultative Committee (「2+2」会合)	外務大臣 防衛大臣	国務長官 国防長官 (注1)	日米両政府間の理解の促進に役立ち、および安全保障の分野における協力関係の強化に貢献するような問題で安全保障の基盤をなし、かつ、これに関連するものについて検討	日米安保条約第4条などを根拠とし、60（昭和35）年1月19日付内閣総理大臣と米国防務長官との往復書簡に基づき設置
日米安全保障高級事務レベル協議 (SSC) Security Subcommittee	参加者は一定していない (注2)	参加者は一定していない (注2)	日米相互にとって関心のある安全保障上の諸問題について意見交換	日米安保条約第4条など
防衛協力小委員会 (SDC) Subcommittee for Defense Cooperation (注3)	外務省北米局長 防衛省防衛政策局長 および運用企画局長 統合幕僚監部の代表 (注4)	国務次官補 国防次官補 在日米大使館、 在日米軍、 統合参謀本部、 太平洋軍の代表	緊急時における自衛隊と米軍の間の整合のとれた共同対処行動を確保するためにとるべき指針など、日米間の協力のあり方に関する研究協議	76（昭和51）年7月8日第16回日米安全保障協議委員会において同委員会の下部機構として設置。その後、96（平成8）年6月28日の日米次官級協議において改組
日米合同委員会	外務省北米局長 防衛省地方協力局長 など	在日米軍副司令官 在日米大使館 公使など	地位協定の実施に関して協議	地位協定第25条

(注1) 90（平成2）年12月26日以前は、駐日米国大使・太平洋軍司令官

(注2) 両国次官・局長クラスなど事務レベルの要人により適宜行われている。

(注3) 96（平成8）年6月28日の改組時、審議官・次官補代理レベルの代理会合を設置した。

(注4) 97（平成9）年9月23日、防衛庁運用局長（当時）が加えられた。



米太平洋軍の司令官達と会談する岩田陸幕長（中央）



日米戦略対話（DCSD）について



14（平成26）年4月、統合幕僚長は米国を訪問し、参謀長級の戦略対話（DCSD）において、米統合参謀本部議長と会談した。

アジア太平洋地域のすう勢および日米防衛協力の強化を通じ、自衛隊と米軍による抑止力および対処能力を強化する必要性、また、「日米防衛協力のための指針」の見直しを通じた互いの軍事力の役割などについて意見交換を行った。

本対話は、米国が同盟国との間で、13（同25）年から始めたものであり、日米間での実施は今回が初めてである。

安全保障環境が一層厳しさを増す中、日米それぞれの制服組のトップ同士が、直接対話を通じて、率直な意見交換を行うことは、わが国のみならず地域の平和と安定にとってきわめて意義がある。

本対話において、統合幕僚長および統合参謀本部議長は、自衛隊と米軍が、長年にわたる日米同盟の強固な絆を維持しつつ、共通の安全保障上の課題に効果的に対処するため、引き続き、情報共有および日米共同対処の実効性の向上に努めていくことに合意した。

日米参謀長級戦略対話に臨む岩崎統合幕僚長と
デンプシー米統合参謀本部議長

2 「日米防衛協力のための指針」にかかるとる取組

(1) 「日米防衛協力のための指針」とその実効性確保のための施策

日米両国がわが国に対する武力攻撃などに迅速に対処するためには、あらかじめ両者の役割について協議し、決定しておくことが必要である。日米両国間でのこのような役割に関する枠組みが、「日米防衛協力のための指針」（「指針」）とその実効性を確保するための諸施策である。日米両国はこの枠組みに基づき、わが国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえつつ、両国間の協力計画などについて継続的に検討作業を実施し、協議を行うとともに、現状に合わせた「指針」見直しのための作業を行っている。

ア 旧「指針」（78（昭和53）年）

両国間の協議を経て、78（昭和53）年の「2+2」会合において旧「指針」が了承された。旧「指針」は、日本に対する武力攻撃への対応を中心としたものであり、その概要は次のとおりである。

(ア) 侵略を未然に防止するための態勢

- 日本は、自衛のために必要な範囲内において適切な規模の防衛力を保有し、かつ、施設・区域の安定的・効果的使用を確保する。米国は、核抑止力を保持するとともに、即応部隊を前方展開し、来援し得るその他の兵力を保持する。
- 共同の対処行動を円滑に実施し得るよう、作戦、情報、後方支援などの分野における協力態勢の整備に努める。

(イ) 日本に対する武力攻撃に際しての対処行動など

- ①日本に対する武力攻撃がなされるおそれのある場合に、
 - 必要と認められる際は、自衛隊と米軍との間に調整機関を開設する。
 - 作戦準備に関し、あらゆる準備段階を区分した共通の基準をあらかじめ定め、両政府の合意によって選択された準備段階に従い、それぞれが必要と認める作戦準備を実施する。
- ②日本に対する武力攻撃がなされた場合に、

- 日本は、原則として限定的かつ小規模な侵略を独力で排除し、侵略の規模、態様などにより独力で排除することが困難な場合には、米国の協力をまって、これを排除する。

- 自衛隊は主として日本の領域およびその周辺海空域において防勢作戦を行い、米軍は自衛隊の行う作戦を支援し、かつ、自衛隊の能力の及ばない機能を補完するための作戦を実施する。

(ウ) 日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合の日米両国間の協力

- 両国政府は、情勢の変化に応じ随時協議する。また、両国政府は、日本が米軍に対して日米安保条約その他の関係取極および日本の関係法令にしたがって行う便宜供与のあり方について、あらかじめ相互に研究を行う。

イ 現「指針」（97（平成9）年）

旧「指針」が策定されて以降、冷戦の終結にもかかわらず、アジア太平洋地域には、依然として不透明・不確実な要素が存在しており、この地域における平和と安定の維持は、わが国の安全のために一層重要になった。このため、日米安保体制の信頼性のさらなる向上を図るべく、日米両国は旧「指針」を見直し、97（同9）年、「2+2」会合において現行の「指針」を了承した。現行の「指針」は、周辺事態へと日米の協力を拡大させており、その概要は、次のとおりである。

【参照】資料29（日米防衛協力のための指針（平成9年9月23日））

(ア) 「指針」の目的

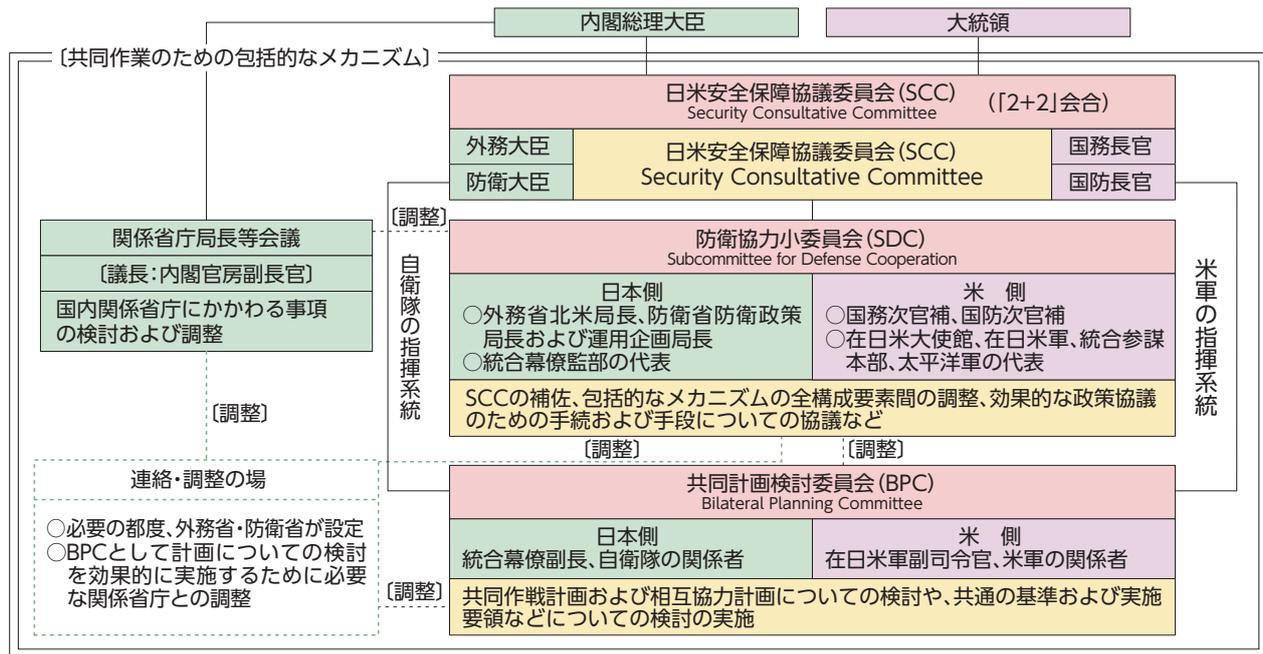
「指針」は、平素およびわが国に対する武力攻撃や周辺事態¹に際し、より効果的で信頼性のある日米協力を行うための堅固な基礎を構築することなどを目的としている。

(イ) 「指針」において定められた協力事項

- 平素から行う協力
 - 両国政府は、わが国の防衛とより安定した国際的な安全保障環境の構築のため、密接な協力を維持し、平素から情報交換や政策協議、安全保障対話・防衛交流、国連平和維持活動や人道的な国際救援活動、共同作戦計画や相互協力計画の検討、共同演習・訓練の強化、

¹ そのまま放置すればわが国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態など、わが国周辺の地域におけるわが国の平和と安全に重要な影響を与える事態（周辺事態安全確保法第1条）

図表Ⅲ-2-2-2 包括的なメカニズムの構成



調整メカニズムの構築など、様々な分野での協力を充実する。

- わが国に対する武力攻撃に際しての対処行動など
わが国に対する武力攻撃に際しての共同対処行動などは、引き続き日米防衛協力の中核的要素である。自衛隊は主として防勢作戦²を行い、米軍はこれを支援・補完するための作戦を行う。両者は、作戦の整合性を保ちつつ、それぞれの作戦構想に基づき対処する。
- 周辺事態に際しての協力
両国政府は、周辺事態が発生することのないよう、外交を含めあらゆる努力を払う。

【参照】資料30 (周辺事態における協力の対象となる機能及び分野並びに協力項目例)

(ウ) 「指針」のもとでの日米共同の取組

「指針」のもとでの日米防衛協力を効果的に進め、確実に成果をあげるためには、平素から、武力攻撃または周辺事態に際してなどの安全保障上の様々な状況を通じ両国が協議を行うとともに、様々なレベルで十分に情報を共有しつつ調整を行うことが必要不可欠である。

このため、両国政府は、あらゆる機会をとらえて情報交換や政策協議を充実させていくほか、協議の促進、政策調

整や作戦・活動分野の調整のため、次の二つのメカニズムを構築する。

- 包括的なメカニズム

平素において「指針」のもとでの日米共同作業を行うためのものであり、自衛隊と米軍だけでなく、両国政府の関係機関が関与して構築される。包括的なメカニズムでは、わが国に対する武力攻撃や周辺事態に円滑かつ効果的に対応できるよう、共同作戦計画や相互協力計画についての検討などの共同作業を行う。

【参照】図表Ⅲ-2-2-2 (包括的なメカニズムの構成)

- 調整メカニズム

わが国に対する武力攻撃や周辺事態に際して両国が行うそれぞれの活動の調整を図るため、平素から構築しておくものである。

【参照】図表Ⅲ-2-2-3 (調整メカニズムの構成)

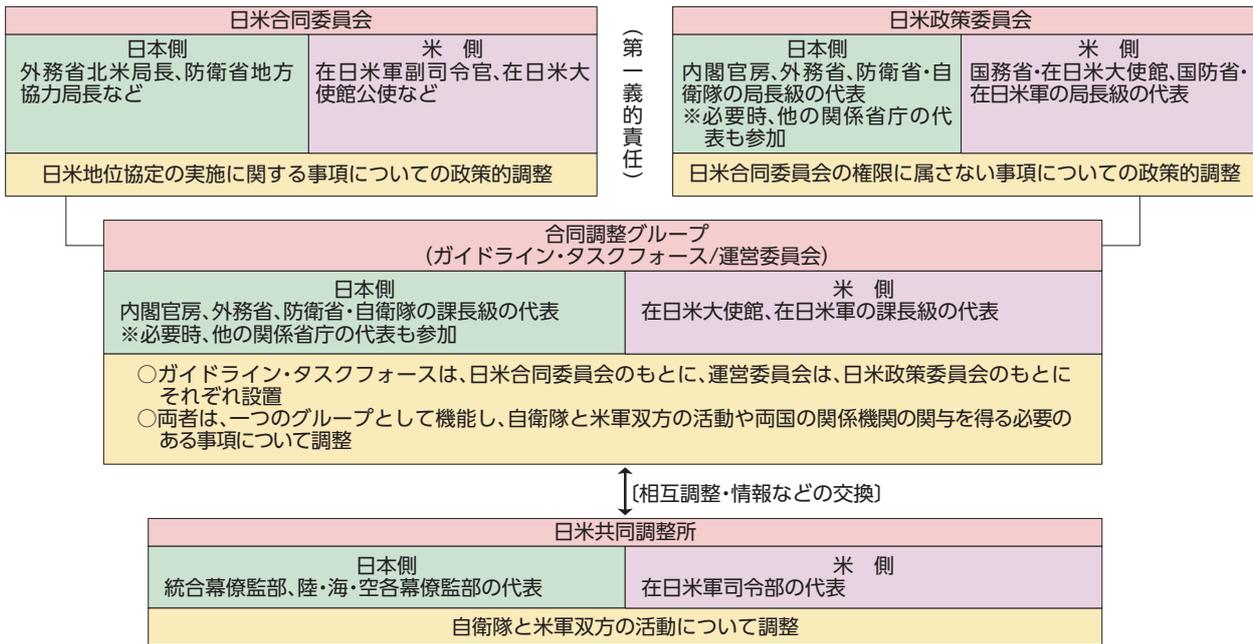
ウ 「指針」の実効性を確保するための施策

(ア) 「指針」の実効性確保のための措置

「指針」の実効性を確保するためには、平素からの取組をはじめ、武力攻撃事態や周辺事態における日米協力について、法的側面を含めて必要な措置を適切に講じることが重要である。このような観点から、「指針」における共同

2 敵の攻勢に対し、その企図の達成を阻止する目的をもって行う作戦。また、攻勢とは、自ら敵を求めてこれを撃破しようとする積極的な形態をいう。

図表Ⅲ-2-2-3 調整メカニズムの構成



作戦計画や相互協力計画の検討を含む日米間の共同作業を、平素から政府全体で進めることが必要である。

これを踏まえ、周辺事態における日米協力の観点から、99（同11）年の周辺事態安全確保法、00（同12）年の船舶検査活動法などの法制整備が行われた。

また、武力攻撃事態等における日米協力の観点からは、有事法制整備の一環として、04（同16）年に米軍の行動の円滑化のための措置が講じられた。

参照 Ⅲ部1章2節(武力攻撃事態等への対応のための枠組みなど)

(イ) 周辺事態安全確保法と船舶検査活動法の概要

周辺事態安全確保法は、周辺事態に対応してわが国が行う措置（対応措置）³やその実施の手続などを定めている。また、船舶検査活動法は、周辺事態に対応してわが国が行う船舶検査活動に関して、その実施の態様や手続などを定めている。

- 内閣総理大臣は、周辺事態に際して、自衛隊が行う後方地域支援⁴、後方地域搜索救助活動、船舶検査活動などを行う必要があると認めるときは、こうした措

置を行うことと対応措置に関する基本計画の案について、閣議決定を求めなければならない。また、対応措置の実施については、国会の事前承認（緊急時は事後承認）を得なければならない。さらに、基本計画の決定・変更や対応措置の終了に際しては、遅滞なく、国会に報告する。

- 防衛大臣は、基本計画に従い、実施要項（実施区域の指定など）を定め、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊などに、後方地域支援、後方地域搜索救助活動、船舶検査活動の実施を命ずる。
- 関係行政機関の長は、法令と基本計画に従い、対応措置を実施するとともに、地方公共団体の長に対し、その権限の行使について必要な協力を求め、また、法令と基本計画に従い、国以外の者に対し、必要な協力を依頼することができる⁵。

(ウ) 後方地域支援

後方地域支援とは、周辺事態に際して日米安保条約の目的達成に寄与する活動を行っている米軍に対し、後方地域

3 後方地域支援、後方地域搜索救助活動、周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律に規定する船舶検査活動その他の周辺事態に対応するため必要な措置（周辺事態安全確保法第2条）
 4 後方地域とは、わが国の領域ならびに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで行われる活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められるわが国周辺の公海（領海の基線から200海里（約370km）までの水域である排他的経済水域を含む。）およびその上空の範囲をいう。
 5 政府は、協力を求められまたは協力を依頼された国以外の者が、その協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずる。

においてわが国が行う物品・役務の提供、便宜の供与などの支援措置である。このうち、自衛隊が行う後方地域支援で提供の対象となる物品・役務の種類は、補給、輸送、修理・整備、医療、通信、空港・港湾業務および基地業務である。

(工) 後方地域搜索救助活動

後方地域搜索救助活動とは、周辺事態において行われた戦闘行為によって遭難した戦闘参加者について、後方地域で自衛隊が行う搜索救助活動（救助した者の輸送を含む。）である⁶。その際、戦闘参加者以外の遭難者がいる場合はあわせて救助を行う。また、実施区域に隣接する外国の領海に遭難者がいる場合は、その外国の同意を得て、遭難者の救助を行うことができる。ただし、その領海において現に戦闘行為が行われておらず、かつ、活動期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる場合に限る。

(オ) 船舶検査活動

船舶検査活動とは、周辺事態に際し、わが国が参加する貿易その他の経済活動にかかわる規制措置の厳格な実施を確保する目的で、船舶（軍艦など⁷を除く。）の積荷・目的地を検査・確認する活動や必要に応じて船舶の航路・目的地の変更を要請する活動である。こうした活動は、国連安全保障理事会（国連安保理）決議に基づいて、または旗国⁸の同意を得て、わが国領海やわが国周辺の公海（排他的経済水域⁹を含む。）において行われる¹⁰。

(2) 現「指針」の見直し

ア 見直しの背景

現「指針」は、冷戦が終結するなど安全保障環境の変化を踏まえ、78（昭和53）年に策定された旧「指針」を見直す形で97（平成9）年に策定された。現「指針」は、日米間の役割や協力のあり方を、①平素、②日本に対する武力攻撃、③周辺事態に区別して規定し、適時かつ適切に見直しを行うことが明示されている。

現「指針」が策定されて以降、すでに16年以上が経過しており、わが国を取り巻く安全保障環境は、周辺国の軍

事活動などの活発化、国際テロ組織などの新たな脅威の発生、海洋・宇宙・サイバー空間といった国際公共財の安定的利用に対するリスクの顕在化など、様々な課題や不安定要因が顕在化・先鋭化・深刻化している。さらには、海賊対処活動、PKO、国際緊急援助活動のように自衛隊の活動もグローバルな規模に拡大してきている。そのため、日米防衛協力のあり方を、これらの安全保障環境の変化や、自衛隊の活動・任務の拡大に対応させる必要が生じてきている。

このような安全保障環境の変化を背景として、12（同24）年末に、「自衛隊の役割を強化し、抑止力を高めるため、日米防衛協力のための指針などの見直しを検討する」ことが安倍内閣総理大臣より小野寺防衛大臣に指示されている。また、13（同25）年2月の日米首脳会談においても、安全保障とアジア太平洋地域情勢についての意見交換がなされ、安倍内閣総理大臣からオバマ米大統領に対し、「安全保障環境の変化を踏まえ、日米の役割・任務・能力（RMC）^{Role Mission Capability}の考え方についての議論を通じ、「指針」の見直しの検討を進めたい」旨述べた。

以上のような経緯を経て、13（同25年）10月の「2+2」会合において、防衛協力小委員会（SDC）^{Subcommittee for Defense Cooperation}に対して、現「指針」の変更に関する勧告を作成するよう指示され、14（同26）年末までに「指針」を見直すこととなった。これを受け、同月、省内に「指針」の見直しに関する検討準備委員会などを設置した。

イ 見直しの方向性

「2+2」共同発表は、「指針」見直しの目的として次の七つをあげている。

- ①日米防衛協力の中核的要素として、日本に対する武力攻撃に対処するための同盟の能力を確保すること
- ②日米同盟のグローバルな性質を反映させるため、テロ対策、海賊対策、平和維持、能力構築、人道支援・災害救援、装備・技術の強化といった分野を包含するよう協力の範囲を拡大すること
- ③共有された目標および価値を推進するため、地域の他

6 周辺事態安全確保法第3条第1項第2号

7 軍艦および各国政府が所有または運航する船舶であって非商業的目的のみに使用されるもの

8 海洋法に関する国際連合条約第91条に規定するその旗を掲げる権利を有する国

9 排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第1条参照

10 船舶検査活動法第2条

のパートナーとのより緊密な安全保障協力を促進すること

④協議および調整のための同盟のメカニズムを、より柔軟で、機動的で、対応能力を備えたものとし、あらゆる状況においてシームレスな二国間の協力を可能とするよう強化すること

⑤相互の能力の強化に基づく、二国間の防衛協力における適切な役割分担を示すこと

⑥宇宙およびサイバー空間といった新たな戦略的領域における課題を含む変化する安全保障環境において効果的、効率的かつシームレスな同盟の対応を確保するため、緊急事態における二国間の防衛協力の指針となる概念を評価すること

⑦共有された目標を達成するため、将来において同盟の強化を可能とする追加的な方策を探求すること

これに基づき、新防衛大綱および米国の「4年毎の国防計画の見直し」(QDR) で示された考え方も踏まえつつ、
Quadrennial Defense Review

引き続き日米間で精力的に議論を行っていく。

3 日米共同訓練

自衛隊と米軍は、戦術面などの相互理解と意思疎通を深め、相互運用性（インターオペラビリティ）を向上させるとともに、日米の共同対処能力を高めるため、平素より様々な共同訓練を実施している。昭和60年度以降、日米共同統合演習として、おおむね毎年指揮所演習または実動演習を行っており、14（同26）年1月の指揮所演習は20回目であった。

平素から共同訓練を行うことは、相互の能力や戦術についての理解を深め、日米共同対処能力の維持・向上に大きく資するのみならず、日米それぞれの戦術技量の向上を図るうえでも有益である。とりわけ、実戦経験豊富な米軍から習得できる知見や技術はきわめて貴重であり、自衛隊の能力向上に大きく資するものである。また、効果的な時期、



日米共同訓練（雷神2013）において調整を行う陸自隊員と米軍人



米国における統合訓練（ドーン・ブリッツ13）において意見交換する海自と米海兵隊の指揮官



日米豪共同訓練（コープ・ノース・グナム）で編隊飛行中の空自と米空軍の航空機

場所、規模で共同訓練を実施することは、日米間での一致した意思や能力を示すことにもなり、抑止の機能を果たすことになる。これらの観点を踏まえ、防衛省・自衛隊は、引き続き共同訓練の充実に努めているところである。

参照 資料31 (主な日米共同訓練の実績 (平成25年度))

4 日米物品役務相互提供協定

日米物品役務相互提供協定¹¹ (ACSA) は、自衛隊と米軍との間で、その一方が物品や役務の提供を要請した場合には、他方は提供ができることを基本原則としている¹²。

この協定は、日米安保条約の円滑かつ効果的な運用と、国連を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的とし、平時における共同訓練をはじめ、災害派遣活動、国際平和協力業務、国際緊急援助活動¹³、周辺事態、武力攻撃事態といった様々な状況における協用に適用される。

参照 図表Ⅲ-2-2-4 (日米物品役務相互提供協定 (ACSA))

5 装備・技術面での協力

わが国は、日米安保条約や「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」に基づく相互協力の原則を踏まえ、わが国の技術基盤・生産基盤の維持に留意しつつ、米

国との装備・技術面での協力を積極的に進めることとしている。

わが国は、日米の技術協力体制の進展と技術水準の向上といった状況を踏まえ、米国に対しては武器輸出三原則などによらず武器技術を供与することとし、83 (昭和58) 年、「対米武器技術供与取極¹⁴」を締結した。また、06 (平成18) 年6月には、これに代わる「対米武器・武器技術供与取極¹⁵」を締結した。

こうした枠組みのもと、弾道ミサイル防衛共同技術研究に関連する武器技術など20件の武器・武器技術の対米供与を決定している。

また、日米両国は、装備・技術面での意見交換の場である日米装備・技術定期協議 (S&TF) Systems and Technology Forumなどで協議を行い、合意された具体的なプロジェクトについて共同研究開発などを行っている。

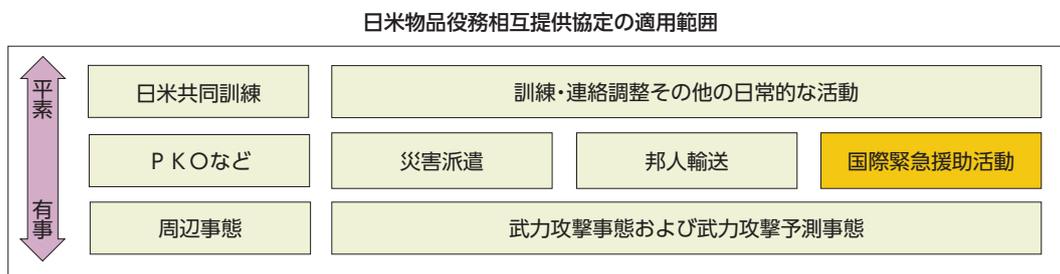
参照 資料32 (日米共同研究・開発プロジェクト)

6 大規模災害における協力

11 (同23) 年3月11日に発生した東日本大震災においては、自衛隊と米軍との間で培われた強い絆に基づく、高い共同対処能力が発揮された。

被災地を中心に大規模な支援を行った米軍の「トモダチ作戦」による自衛隊との共同対処の成功は、長年にわたる

図表Ⅲ-2-2-4 日米物品役務相互提供協定 (ACSA)



11 正式名称：日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定

12 提供の対象となる物品・役務の区分は、食料、水、宿泊、輸送 (空輸を含む)、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信、衛生業務、基地支援、保管、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備および空港・港湾業務ならびに弾薬 (武力攻撃事態および武力攻撃予測事態の場合のみ) である。(武器の提供は含まれない。)

13 12 (平成24) 年11月に自衛隊法が改正されたことにより、国際緊急援助活動などを実施する自衛隊による米軍に対する物品役務の提供が可能となった。

14 正式名称：日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器技術の供与に関する交換公文

15 正式名称：日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器及び武器技術の供与に関する交換公文

日米共同訓練などの成果であり、今後のさらなる同盟の深化につながるものとなった。米軍は、最大時で人員約1万6,000人、艦船約15隻、航空機約140機を投入するなど、その支援活動はかつてない規模で行われ、わが国の復旧・復興に大きく貢献するとともに、被災者をはじめ多くの日本国民が在日米軍への信頼と感謝の念を深めた。

東日本大震災における日米共同対処が成功した大きな要因としては、在日米軍の存在、平素からの日米協力、迅速かつ綿密な日米調整の実施などがある。加えて、平素からの政策協議や共同訓練のみならず、米軍が日本に駐留することにより日本の地理や文化などに精通していたこともあげられる。一方で、国内災害における日米の役割・任務・能力の明確化、防災訓練への米軍の一層の参加を通じた共

同要領の具体化、情報共有と効果的な調整のためのメカニズムのあり方などの課題も明らかとなった。



自衛隊と米軍が協力して災害救援活動を実施する様子

2 同盟強化の経緯

日米両国は、60（昭和35）年の日米安保条約締結以来、民主主義の理想、人権の尊重、法の支配、そして共通の利益を基礎とした強固な同盟関係を築いてきた。日米安保体制は、冷戦期において、自由主義陣営としてのわが国の安全の確保とともに、地域の平和と安定に寄与した。

冷戦終結後、96（平成8）年には、日米両国首脳により冷戦後のアジア太平洋地域の情勢を踏まえて、日米同盟の重要性を再確認した「日米安全保障共同宣言」が発表され、同宣言を受けて同年末にSACO最終報告が取りまとめられるとともに、同宣言で示された協力関係前進の一環として、翌97（同9）年の「2+2」会合では、前述の「日米防衛協力のための指針」（旧「指針」）が見直されて、新たな「指針」（現「指針」）が了承された。

その後、01（同13）年の9.11テロや大量破壊兵器の拡散など安全保障環境のさらなる変化を踏まえ、日米両国は、02（同14）年12月の「2+2」会合以降、日米同盟の能力を、時代の変化に合わせていかに実効的なものに向かわせていくかという観点から、両国間の安全保障に関する戦略的な対話の一環として、事務レベルを含めて協議を行った。こうした日米協議を積み重ねた結果、05（同17）年2月に、アジア太平洋地域の平和と安定の強化を含む日米両国間の共通戦略目標を確認（第1段階）し、同年10月に、共通戦略目標を達成するための日米の役割・任務・能力の検討結果などを発表（第2段階）するととも

に、06（同18）年5月に在日米軍再編の具体的な施策を実施する計画「再編の実施のための日米ロードマップ」（ロードマップ）を取りまとめ、これら三つの段階を経て日米同盟の方向性を整理した。

【参照】資料33（再編の実施のための日米ロードマップ（仮訳））

また、その後も日米両国は、07（同19）年5月の「2+2」会合において、共通の戦略目標を再確認・更新するとともに、ロードマップに示された再編案を着実に実施する決意を再確認した。09（同21）年2月には、ロードマップに基づき、在沖海兵隊のグアム移転にかかる協定（グアム協定）に署名し、同年5月に発効した。

こうした中、10（同22）年、日米両国は日米安保条約締結から50周年となる節目を迎え、同年1月の「2+2」共同発表において、日米同盟が引き続き21世紀の諸課題に有効に対応するよう万全を期して取り組む決意を示した。

また、11（同23）年6月の共同発表では、航行の自由の原則の確保を含む海洋における安全保障の維持、宇宙およびサイバー空間の保護ならびにそれらへのアクセスに関する日米の協力の維持など、従来の「2+2」共同発表において定めた共通の戦略目標の見直しおよび再確認を行うとともに、安全保障・防衛協力の強化について、共同の情報収集・警戒監視・偵察活動の拡大をはじめとする幅広い内容を盛り込んだ。



日米安保条約締結50周年（10（平成22）年）を記念し
並走する海自と米海軍の艦船

さらに、12（同24）年4月の「2+2」共同発表では、11（同23）年6月の「2+2」共同発表以降の在日米軍再編計画に関する重要な進展や、アジア太平洋地域の安全保障環境などにかんがみ、06（同18）年のロードマップで示された計画の調整を決定した。

参照 図表Ⅲ-2-2-5（日米同盟にかかわる主な経緯）、
図表Ⅲ-2-2-6（日米協議の全体像）

参照 資料34（「2+2」共同発表（仮訳）（平成24年4月27日））

このような両国間の政策協議と並行して、具体的な課題に対応する形で、部隊運用面も含め両国間の協力関係も強化されてきた。たとえば、「指針」に定められた平素から行う協力として日米共同訓練が行われるとともに、わが国は、日米豪などの三か国間訓練やコブラ・ゴールドなどの多国間訓練にも参加しており、その結果、日米両国間の協力体制は様々な分野において進展している。また近年では、地方自治体が開催する防災訓練に在日米軍も参加し、関係機関や自治体との連携を深めている。

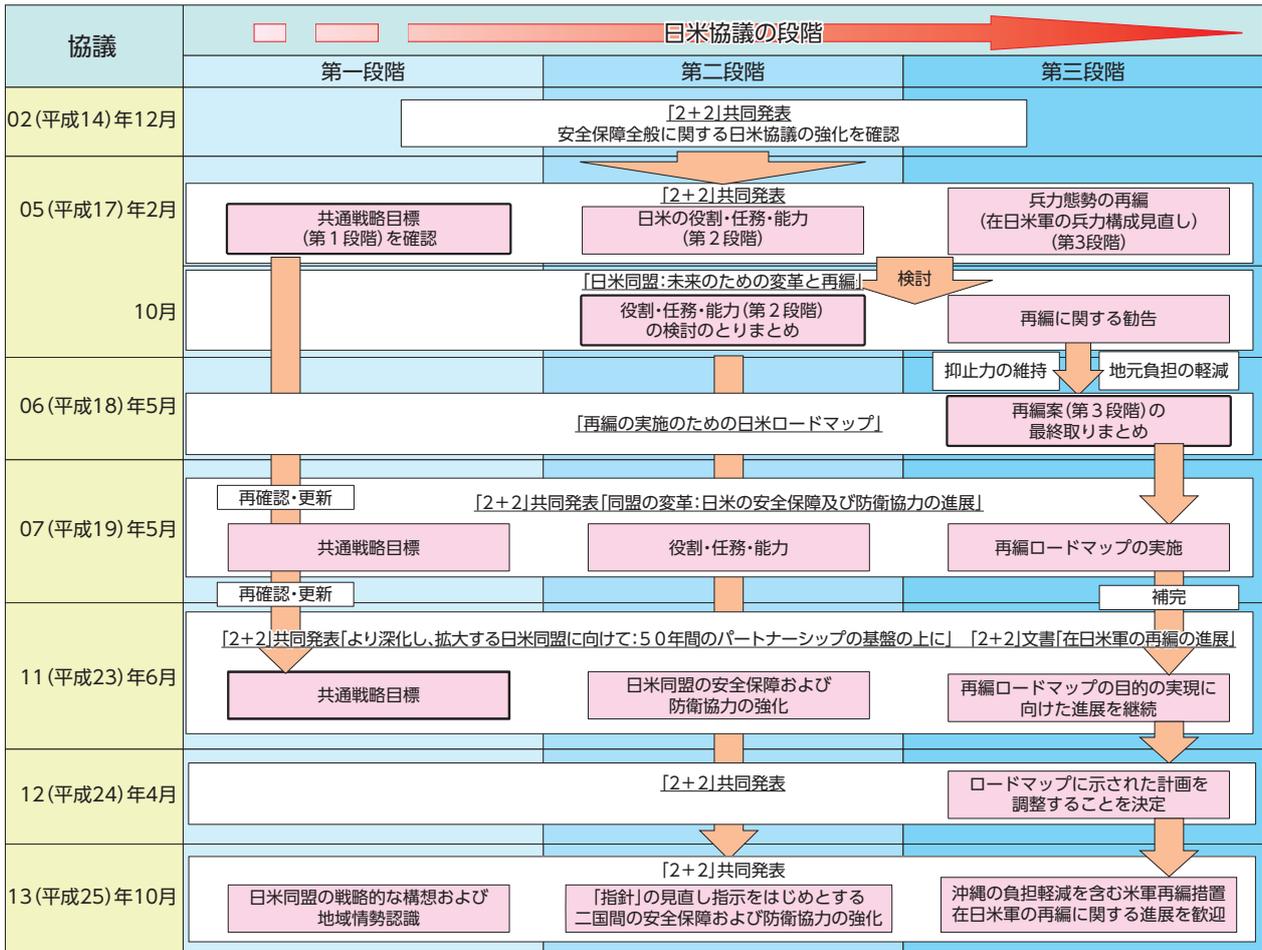
また、弾道ミサイルへの対応については、運用情報の共有や対処要領など日米共同対処能力を向上させ、09（同21）年4月、12（同24）年4月および12月の北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイルの発射の際にも日米で緊密な連携を行うとともに、装備面でも弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイル（SM-3ブロックⅡA）の日米共同開発を進めている。

グローバルな安全保障環境改善へ向けた取組においては、旧テロ対策特措法に基づく活動、フィリピンやハイチにおける国際緊急援助活動および国際平和協力活動、ならびにアデン湾における海賊対処活動において、米国と緊密に協

図表Ⅲ-2-2-5 日米同盟にかかわる主な経緯

1951（昭和26）年	旧日米安保条約の時代	旧「日米安全保障条約」承認
1952（昭和27）年		「同条約」発効
1958（昭和33）年		藤山・ダレス会談（日米安保条約改定同意）
1960（昭和35）年	安保改定と新日米安保条約	「日米安全保障条約」承認・発効
1968（昭和43）年		（小笠原諸島復帰）
1969（昭和44）年		佐藤・ニクソン会談（安保条約継続、沖縄施政権返還）
1972（昭和47）年	旧指針の策定と 拡大する日米防衛協力	（沖縄復帰）
1976（昭和51）年		（日米防衛協力小委員会設置合意）
1978（昭和53）年		旧「日米防衛協力のための指針」（旧指針）策定
1991（平成 3）年		（旧ソ連の崩壊、冷戦の終結）
1996（平成 8）年	冷戦の崩壊と 現指針の策定	「日米安全保障共同宣言」（橋本・クリントン会談）
		「SACO最終報告」
1997（平成 9）年	米国同時多発テロ 以降の日米関係	現「日米防衛協力のための指針」（現指針）策定
2001（平成13）年		（米国同時多発テロ）
2003（平成15）年		「世界の中の日米同盟」（小泉・ブッシュ会談）
2006（平成18）年		「再編の実施のための日米ロードマップ」策定
		「新世紀の日米同盟」（小泉・ブッシュ会談）
		「世界とアジアのための日米同盟」（安倍・ブッシュ会談）
2007（平成19）年	「かけがえない日米同盟」（安倍・ブッシュ会談）	
2010（平成22）年	日米安全保障条約締結50周年	
2012（平成24）年	「未来に向けた共通のビジョン」（野田・オバマ会談）	
2013（平成25）年	現「日米防衛協力のための指針」（現指針）見直し合意	
2014（平成26）年	「アジア太平洋およびこれを越えた地域の未来を形作る日本と米国」（安倍・オバマ会談）	

図表Ⅲ-2-2-6 日米協議の全体像



力して活動を行っている。また、日米が協力する機会の増加にともない、96 (同8) 年に署名した日米物品役務相

互提供協定 (ACSA) に基づく後方支援でも、日米間の協力は着実に進展している。

3 「2+2」 会合 (13 (平成25) 年10月3日)

13 (平成25) 年10月3日、東京において「2+2」会合を開催した。この「2+2」会合は、日米の防衛・外務当局の四閣僚が初めて東京に集まり、日米同盟の強化に向けた方向性を内外に示した歴史的な会合であった。この会合では、変化を遂げるアジア太平洋地域の安全保障環境に関する認識を改めて共有しつつ、中長期的観点から、価値観を共有する日米両国がより力強い日米同盟を実現するための戦略的な構想を打ち出した。

今般の「2+2」共同発表における主な成果は、①現「指針」の見直し作業を14 (同26) 年末までに完了させるこ

とで合意したこと、②サイバー・宇宙分野を含む安全保障・防衛面での二国間の協力をさらに拡大・深化させ、また、オーストラリア・韓国などとの三か国間協力など地域における協力を強化していくことで一致したこと、③在日米軍再編について、普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの移設に向けた強い決意を新たにするとともに、沖繩の負担軽減の観点から、従来の方針を早期かつ着実に実施しつつ、様々な新たな措置にも取り組んでいくことで一致したことである。

「2+2」共同発表の概要については、次のとおりである。



「2+2」会合で安倍内閣総理大臣を表敬する日米両国の防衛・外務四閣僚
(13(平成25)年10月3日)【内閣広報室】

1 概観

(1) 日米同盟の戦略的な構想

- よりバランスのとれた、より実効的な同盟とし、日米が十全なパートナーとなることを決意
- 民主主義などの両国が共有する価値を反映。地域の平和・安全・安定・経済的な繁栄を促進
- 基礎となる取組：①「指針」の見直し、② 安保・防衛協力の拡大、③ 在日米軍再編を支える新たな措置

(2) 米国のアジア太平洋地域重視の取組の継続、在日米軍再編へのコミットメントを改めて表明

(3) 日本の安全保障政策

- 国際社会が直面する課題への対処に一層積極的に貢献
- 日米同盟の枠組みにおける日本の役割を拡大するため、米国との緊密な調整を継続
- 具体的な取組：①国家安全保障会議（NSC）National Security Council 設置および国家安全保障戦略（NSS）National Security Strategy 策定の準備、②集団的自衛権の行使に関する事項を含む安全保障の法的基盤の再検討、③防衛予算の増額、④防衛大綱の見直し、⑤防衛力の強化、⑥地域への貢献の拡大
- 米国はこれらの取組を歓迎し、日本と緊密に連携していくとのコミットメントを改めて表明

(4) 地域情勢認識

- 平和と安全に対する脅威および国際的な規範への挑戦：① 北朝鮮の核・ミサイル計画や人道上の懸念、② 海洋における力による安定を損ねる行動、③ 宇宙およびサイバー空間におけるかく乱をもたらす活動、④ 大量破壊兵器の拡散など
- 中国に対し、地域の安定および繁栄において責任ある建設的な役割を果たし、国際的な行動規範を遵守し、急速に拡大する軍事面での資源の投入をとまなう軍事上の近代化に関する開放性・透明性を向上させるよう引き続き促していく。

2 二国間の安全保障および防衛協力

- 「指針」：「指針」を見直し。14（同26）年末までに防衛協力小委員会（SDC）の作業を完了させるよう指示

参照 Ⅲ部2章2節1項2（「日米防衛協力のための指針」にかかる取組）

- BMD協力：2基目のTPY-2 レーダーの配備先とBallistic Missile Defenseとして、経ヶ岬分屯基地（京都府京丹後市）を選定する意図を確認
- サイバー空間における協力：民間部門との緊密な調整の必要性。政府一体となつての取組を促進。サイバー防衛政策作業部会の実施要領への署名を歓迎
- 宇宙における協力：日米宇宙状況監視（SSA）Space Situational Awareness 協力取極の締結および宇宙航空研究開発機構（JAXA）Japan Aerospace Exploration Agency

による米国へのSSA 情報提供の早期実現への両国のコミットメントを歓迎

- 共同ISR (情報収集・警戒監視・偵察) : 防衛当局間のISR 作業部会の設置を歓迎
Intelligence, Surveillance, and Reconnaissance
- 施設の共同使用 : 南西諸島などにおける自衛隊の態勢強化などのため、共同使用作業部会の取組を歓迎。また、共同使用の進展は、地元とのより堅固な関係を構築し、同盟の抑止力を強化
- 計画検討 : 二国間の作業の進展を歓迎し、精緻化への取組を再確認
- 防衛装備・技術協力 : 装備・技術協力の議論と役割・任務・能力に関する対話の連携を歓迎。武器輸出三原則等の検討が行われているところ、F-35 製造への日本企業の参画などの連携を通じ、協力は深化
- 拡大抑止協議¹⁶ : 拡大抑止協議の成果に満足の意味をもって留意。同協議を定期的に開催
- 情報保全 : 情報保全の法的枠組みの構築における日本の真剣な取組を歓迎
- 共同訓練・演習 : 沖縄県外の訓練を増加させるため様々な機会を活用することを決定。これには、オスプレイの沖縄での駐留・訓練時間の削減につながる日本

本土などでの運用への参加を含む

- 在日米軍駐留経費負担 (HNS) : HNSの重要性を確認
Host Nation Support

3 地域への関与

- 能力構築 : 能力構築における連携を決定。日本の政府開発援助の戦略的な活用を歓迎
- 海洋安全保障 : 海洋安全保障および海賊対策でさらに協力する意図を確認
- 人道支援・災害救援 : 二国間の協力を拡大。三か国間および多国間の協力を促進することを奨励
- 三か国間協力 : オーストラリアおよび韓国との定期的な三か国間の対話の成功に留意
- 多国間協力 : 経済・安保協力を促進する枠組みを強化する取組の重要性に留意

4 在日米軍の再編

参照 Ⅲ部2章3節2項2 (「2+2」 会合 (13 (平成25) 年10月3日) における成果)

参照 資料35 (「2+2」 共同発表 (仮訳) (平成25年10月3日))

4 同盟強化の方向性

前項のとおり、13 (平成25) 年の「2+2」 共同発表においては、将来にわたって同盟の信頼性を確実なものとするため、二国間の安全保障および防衛協力の内容として、共同の情報収集・警戒監視・偵察 (ISR) 活動、共同訓練・演習、施設の共同使用、サイバー空間における協力などが盛り込まれている。また、新防衛大綱においても、本共同発表で示された、二国間の安全保障および防衛協力の項目の多くが、日米同盟の抑止力および対処力の強化と幅広い分野における協力として盛り込まれた。こうした取組を通じて日米同盟を強化していくことが、わが国の安全の確保のみならず、アジア太平洋地域を含む国際社会の平和と安定にとって重要である。

1 日米同盟の抑止力および対処力の強化

新防衛大綱では、日米同盟の抑止力および対処力の強化として、西太平洋における日米のプレゼンスを高めつつ、グレーゾーンの事態における協力を含め、平素から各種事態までのシームレスな協力態勢を構築するとしている。このため、日米間では、平素からの協力の具体策の一つとして、共同訓練・演習および共同の情報収集・警戒監視・偵察 (ISR) 活動の拡大と、それらの活動の拠点となる両国の施設・区域の共同使用の拡大を引き続き推進している。これら三つの取組の相乗効果によって、日米の部隊運用の効率性、相互運用性・即応性・機動性・持続性などの一層

16 拡大抑止協議は、日米安保・防衛協力の一環として、いかに日米同盟の抑止力を確保していくかについて率直な意見交換を行うものであり、米国から抑止力の提供を受けているわが国が米国の抑止政策について理解を深め、わが国の安全を確保するうえで必要な政策調整を行う場として機能している。

の強化・向上が実現できる。

【参照】図表Ⅲ-2-2-7（共同使用、共同訓練・演習、共同の情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動の拡大のイメージ）

共同訓練・演習については、これまで、国内のみならず、米国への部隊派遣などにより拡大させているとともに、日米共同方面隊指揮所演習、対潜特別訓練、日米共同戦闘機戦闘訓練など軍種・部隊レベルにおいても相互運用性および日米の共同対処能力向上の努力を続けている。共同訓練・演習の拡大は、平素からの共同活動を増大し、部隊の即応性、運用能力および日米の相互運用性の向上をもたらす。また、効果的な時期、場所、規模で共同訓練・演習を実施することは、日米間での一致した意思や能力を示すことにもなり、抑止の機能を果たすことになる。

13（同25）年6月には陸・海・空自が参加して米国における統合訓練（実動訓練）（ドーン・ブリッツ13）を実施した。同年10月の国内における米海兵隊との実動訓練（フォレスト・ライト）では、初めてMV-22オスプレイを用いた日米共同のヘリボン訓練を実施し、日米の相互運用性の向上を図った。さらに、14（同26）年2月にも、陸自と米海兵隊が実動訓練（アイアン・フィスト14）を実施するなど、水陸両用作戦機能の強化に努めている。

また、共同の情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動については、日米両国の活動の効率および効果を高めるため



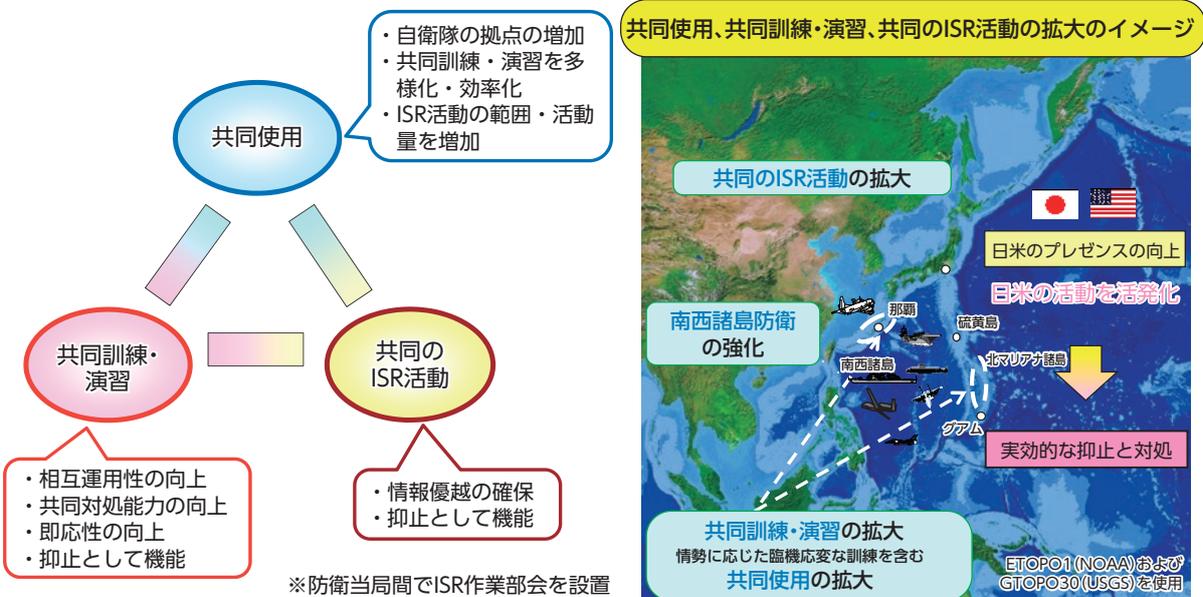
フォレスト・ライトにおいてMV-22オスプレイから展開する陸自隊員

には、広くアジア太平洋地域におけるISR活動を日米間で協力して実施していくことが重要であるとの観点から、日米の防衛当局間の課長級を代表者とするISR作業部会を13（同25）年2月に設立し、日米間での協力をさらに深めている。

このような共同のISR活動の拡大は、共同訓練・演習の拡大と同様に、他国に対する情報優越を確保するのみならず、抑止の機能を果たすことになる。

さらに、施設・区域の共同使用の拡大は、演習場、港湾、飛行場など自衛隊の拠点の増加を意味し、日米共同の訓練・演習の多様性・効率性を高め、ISR活動の範囲や活動

図表Ⅲ-2-2-7 共同使用、共同訓練・演習、共同の情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動の拡大のイメージ



量を増やすこととなる。特に沖縄における自衛隊施設は、那覇基地など限られており、その大半が都市部にあるため、運用面での制約がある。沖縄にある在日米軍施設・区域の共同使用は、沖縄における自衛隊の訓練環境を大きく改善するとともに、共同訓練・演習の実施や自衛隊と米軍間の相互運用性を促進するものである。また、即応性をより向上させ、災害時における県民の安全性の確保に資することが可能となる。このため、南西諸島を含む地域における自衛隊の防衛態勢を強化することにも考慮しつつ、日米間で精力的に協議を行っているほか、具体的な取組も進展している。たとえば、08（同20）年3月から陸自がキャンプ・ハンセンを訓練のために使用している。また、12（同24）年4月の空自航空総隊司令部の横田移転や13（同25）年3月の陸自中央即応集団司令部の座間移転なども行った。さらに、13（同25）年12月および14（同26）年6月から7月には、海自が米海軍の協力を得てグアム方面において洋上訓練および施設利用訓練を実施したほか、グアムおよび北マリアナ諸島連邦（テニアン島、パガン島など）に自衛隊および米軍が共同使用する訓練場を整備することとしている。

このほか、弾道ミサイル防衛、計画検討作業、拡大抑止協議などについても、各種の運用協力および政策調整を一層緊密に推進することとしている。

2 幅広い分野における協力の強化・拡大

新防衛大綱は、海賊対処、能力構築支援、人道支援・災害救援、平和維持、テロ対策および海洋・宇宙・サイバー分野における協力を強化するとともに、災害対応、情報協力および情報保全の取組、装備・技術面での協力などの幅広い分野での協力関係を不断に強化・拡大するとしている。

こうした協力の中で、最近の取組としては、たとえば、サイバー分野における協力があげられる。13（同25）年10月、小野寺防衛大臣とヘーゲル米国防長官による指示のもと、防衛当局間の枠組みとして「日米サイバー防衛政策ワーキンググループ」(CDPWG) Cyber Defense Policy Working Group を設置し、政策レベルを含む情報共有のあり方や人材育成、技術面における協力など、幅広い分野に関する検討を行っている。

また、人道支援・災害救援の分野では、13（同25）年11月に生じたフィリピンにおける台風被害に際し、現地の多国間調整所において日米両国が連携して調整にあたるなど、緊密に連携して対処した。さらに、14（同26）年1月に策定した南海トラフ巨大地震などの対処計画に日米共同対処要領が記載されるとともに、同年2月には南海トラフ地震による高知県の被災を想定した日米共同統合防災訓練を実施した。このように、災害対応における国内外での自衛隊と米軍との連携の一層の強化にも努めている。

5 最近行われた日米会談

① 日米防衛相会談(14(平成26)年5月31日)

14（平成26）年4月6日の日米防衛相会談に引き続き、小野寺防衛大臣とヘーゲル米国防長官は、IISSアジア安全保障会議（シャングリラ会合）に際して日米防衛相会談を実施した。

(1) 地域情勢

両閣僚は、アジア太平洋地域における安全保障環境について意見交換した。小野寺防衛大臣から、14（同26）年5月の中国軍戦闘機による自衛隊機への異常な接近について、偶発的事故につながりかねない危険な行為であり、誠に遺憾である旨発言した。両閣僚は、東シナ海を含めいかなる地域においても力による現状変更の試みに反対するこ

とで一致した。両閣僚は、地域の平和と安定のため、引き続き、日米間で緊密に連携していくことを確認した。この点に関して、小野寺防衛大臣から、同月に開始された米空軍グローバル・ホークの三沢飛行場への一時展開や、2基目のTPY-2 レーダーの日本への追加配備は、わが国の安全および地域の平和と安定にも寄与するものであり、歓迎したい旨述べた。両閣僚は、東南アジア諸国との協力を引き続き強化させていくことで一致した。

【参照】I部1章3節2項5（海洋における活動）

(2) 日本の安全保障政策

小野寺防衛大臣から、同月15日に提出された「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の報告書を受け、政府としては、安倍内閣総理大臣が示した検討の進め方に

ついでに基本的方向性に基づき、国内で議論が開始されている旨発言した。ヘーゲル米国防長官から、日本のこうした取組を歓迎し、支持するとの発言があった。

参照 II部1章3節（新たな安全保障法制の整備のための基本方針）

(3) 日米防衛協力

両閣僚は、13（同25）年10月の日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同発表において14（同26）年末までに完了するとされている現指針の見直しの作業を引き続き推進していくとともに、幅広い日米間の防衛協力を着実に進めることを通じて、日米同盟の抑止力および対処力を強化していくことで一致した。

(4) 在日米軍再編など

両閣僚は、普天間飛行場代替施設の建設工事など、在日米軍の再編を早期かつ着実に進めることで一致した。特に、沖縄の負担軽減に関して、小野寺防衛大臣から、沖縄県の要望については、できることは全て行うとの姿勢で臨んでいる旨改めて説明した。両閣僚は、日米防衛協力の強化にもつながるMV-22 オスプレイの沖縄県外における訓練の増加の実現など、日米双方が引き続き緊密に連携して沖縄の負担軽減にかかる具体的な協力を進展させていくことを確認した。



握手を交わす小野寺防衛大臣とヘーゲル米国防長官
（14（平成26）年5月31日）

2 日米首脳会談（14（平成26）年4月24日）

安倍内閣総理大臣は国賓として訪日中のオバマ米大統領

との間で日米首脳会談を行い、日米関係、地域情勢、グローバルな課題などについて意見交換を行った。

この中で、安全保障について、安倍内閣総理大臣から、先般「防衛装備移転三原則」を策定したことを説明した。また、集団的自衛権と憲法との関係の検討について、今後有識者報告書が提出される見込みであり、その後政府見解を示したいと述べた。これに対しオバマ米大統領から、日本のこうした取組について歓迎と支持が示された。さらに、両首脳は、14（同26）年末までの「日米防衛協力のための指針」見直しをはじめ、幅広い安保・防衛協力を進めることを確認した。

参照 II部1章3節（新たな安全保障法制の整備のための基本方針）

また、米軍再編について、安倍内閣総理大臣から、グアム協定改正議定書が国会で承認されたことを説明し、在沖縄海兵隊のグアム移転を着実に進めたいと述べた。さらに、普天間飛行場移設に関し、安倍内閣総理大臣から、①普天間飛行場の移設は強い意志をもって工事を早期かつ着実に進める、②同飛行場の5年以内の運用停止を含む沖縄県知事からの要望には、わが国としてできることは全て行うとの姿勢で対応する考えであるので、米国と十分に意思疎通しつつ検討を進めていきたい、③日本政府としては、まずはMV-22 オスプレイの沖縄県外における訓練の増加に向けた取組を行っており、これを進めていくうえでは米側の協力が不可欠である旨述べた。加えて、安倍内閣総理大臣から、日米地位協定の環境補足協定について、成熟した同盟関係にふさわしい充実した内容にする必要があり、米側の協力をお願いしたい旨述べた。これに対しオバマ米大統領から、在日米軍の円滑な運用を図りつつ、沖縄の負担軽減に引き続き取り組みたい旨述べた。

さらに、アジア太平洋地域情勢について、両首脳は、日米を中核とし、関係諸国とも協力しつつ自由で開かれたアジア太平洋を維持し、そこに中国を関与させていくことが重要であるとの点で一致した。そのために両者は、日米同盟の強化および米国のリバランス政策の継続をしっかりと示していくことが重要であることを確認した。北朝鮮について、安倍内閣総理大臣から、北朝鮮の核開発を止めさせるために引き続き圧力を加えるべきである旨述べ、両首脳は、日米韓で引き続き緊密に連携していくことを確認した。日韓関係について、安倍内閣総理大臣から、良好な日韓関

係はアジア太平洋地域の平和と安定にとり不可欠であり、今後も大局的見地から韓国と様々なレベルで意思疎通を図り、未来志向の協力関係の構築に向け努力していく旨述べた。安倍内閣総理大臣から、中国の力による現状変更の試みの継続について、尖閣諸島に関してわが国は引き続き冷静かつ毅然として対処しており、南シナ海も含む中国のこうした試みに対しては、明確に反対を表明し、強固な日米同盟と米国のアジアへの強いコミットメントを示すことが重要である旨述べた。オバマ米大統領からは、日本の施政

下にある領域は日米安保条約第5条の適用対象であり、尖閣諸島もそれに含まれる旨述べた。また、米国は尖閣諸島に対する施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対するとの考えを確認した。両首脳は、対中政策に関して、今後とも日米の様々なレベルで緊密に意見交換を行い、連携を維持していくことを確認した。また、安倍内閣総理大臣から、日米同盟を軸に、日米韓、日米豪、日米印の三か国協力を推進したい旨述べた。



14 (平成26)年4月24日に行われた日米首脳会談の様子【内閣広報室】